

## 『次世代育成支援対策推進法』に基づく行動計画

1、計画期間 令和 3年 9月 1日から令和 8年 8月31日（5年間）

### 2、内 容

**目標1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を実施**

《対策》

法人就業規則（特にハラスメント防止、育児・介護休業等に関する規定、母性健康管理規定）の周知を徹底します。

対象となった職員に対しては、個別に制度及び就業規則の情報提供を行います。

**目標2 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備**

《対策》

育児休業期間中の代替要員の確保、業務内容・業務体制の見直しを行います。

**目標3 子供の介護のための短時間勤務**

《対策》 育児・介護短時間勤務と同様の取り扱いを検討します。

**目標4 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知**

《対策》

法人就業規則（特にハラスメント防止、育児・介護休業等に関する規定、母性健康管理規定）の周知を徹底します。

対象となった職員に対しては、個別に制度及び就業規則の情報提供を行います。

**目標5 所定外労働時間の削減の促進**

《対策》

毎月発生する所定外労働時間については、業務内容・作業工程等の見直しを行い、所定労働時間ゼロを目指します。

**目標6 年次有給休暇取得促進**

《対策》

年次有給休暇の取得率の低い部署への取得の啓発を行う。また、年次有給休暇の時間単位数を増やします。